の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第十三条第二項及び第三項において同じ。）に提出しなければならない。

一　前三項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前三項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

（エネルギー管理統括者の業務）

第九条　法第八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　［略］

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

第十条　法第十九条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

一　前二項の選任を必要とする理由を記載した書類

二　前二項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

（エネルギー管理統括者の業務）

第六条の二　法第七条の二第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　［略］

四　第十七条の報告書の作成事務及び法第八十七条第三項の報告の作成事務に関すること

［新設］

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

第十一条　法第三十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　認定管理統括事業者が設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。）におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること

二　認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三　エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四　第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十二条第三項の報告の作成事務に関すること

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）

第十二条　法第八条第三項、第十九条第三項又は第三十条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

［新設］

（エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出）

第六条の三　法第七条の二第三項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。